

※30日利用の場合 (単位 円)

	基本単価	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	2割負担の方	3割負担の方
要介護1	652	1,901	3,803	5,705
要介護2	720	2,071	4,142	6,213
要介護3	793	2,252	4,505	6,758
要介護4	862	2,424	4,849	7,274
要介護5	929	2,591	5,183	7,774

※30日利用の場合 (単位 円)

	基本単価	特定介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	2割負担の方	3割負担の方
要介護1	652	618	1,237	1,855
要介護2	720	673	1,347	2,021
要介護3	793	732	1,465	2,198
要介護4	862	788	1,577	2,366
要介護5	929	843	1,686	2,529

	基本単価	介護職員等ベースアップ等加算	2割負担の方	3割負担の方
要介護1	652	366	733	1,099
要介護2	720	399	798	1,197
要介護3	793	434	868	1,302
要介護4	862	467	934	1,402
要介護5	929	499	999	1,498

(単位 円)

高額介護サービス費(介護費のみ対象)	
生活保護を受給されている方	15,000円
世帯全員が市町村民税非課税で、前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	15,000円(個人) 24,600円(世帯)
世帯全員が市町村民税非課税で、前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80万円超の方	24,600円(世帯)
市町村民税課税～課税所得380万円(年収770万円)未満	44,400円(世帯)
課税所得380万円(年収770万円)～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円(世帯)
課税所得690万円(年収1,160万円)以上	140,100円(世帯)

現在適用となっている加算状況

	(単位 円/日)
看護体制加算(Ⅰ)口	4
看護体制加算(Ⅱ)口	8
個別機能訓練加算	12
夜勤職員配置加算(Ⅳ)口	21
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46
サービス提供体制強化加算Ⅱ	
栄養マネジメント強化加算	11
加算合計	102

	円/月)
生活機能向上連携加算(Ⅱ)として1ヶ月加算	100
個別機能訓練加算(Ⅱ)として1ヶ月加算	20
口腔衛生管理加算(Ⅱ)として1ヶ月加算	110
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)として1ヶ月加算	13
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)として1ヶ月加算	50
加算合計(月額)	293

※介護職員処遇改善加算(Ⅰ)として介護費の8.3%が加算されます。

※介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)として介護費の2.7%が加算されます。

※介護保険負担限度額認定証は各市町村に申請が必要です。

各段階	年金収入等の要件	預貯金額等の要件
第1段階	世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方。生活保護を受けている方。	
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額の合計が80万円以下の方。	単身650万円、夫婦1,650万円
第3段階①	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方。	単身550万円、夫婦1,550万円
第3段階②	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額の合計が120万円超の方。	単身500万円、夫婦1,500万円
第4段階	本人が住民税非課税で、世帯の中に住民税課税者がいる方。本人が住民税を課税されている方。世帯分離後であって配偶者が課税されている場合。	